

# 技術・家庭科（家庭分野）

## 1 改訂の趣旨・要点について

- 小・中・高等学校の各内容の系統性が見えるように、小・中学校においては共通して、「A家族・家庭生活」「B衣食住の生活」「C消費生活・環境」に整理されている。
- 社会の変化に対応して、内容の充実や改善が図られている。

## 2 目標及び家庭分野における見方・考え方について

### 【目標】

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。  
(※「知識及び技能」)
- (2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。  
(※「思考力・判断力・表現力等」)
- (3) 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。  
(※「学びに向かう力・人間性等」)


### 【ポイント】

#### ○ 生活の営みに係る見方・考え方とは・・・？

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、「協力・協働」「健康・快適・安全」「生活文化の継承・創造（生活文化を継承する大切さに気付くこと）」「持続可能な社会の構築」の視点で捉えること。

## 3 内容及び内容の取扱いについての主なポイント

### 【A家族・家庭生活】

項目	ポイント
(2)	ア(ア) 幼児の発達の特徴については、 <b>認知</b> の発達が追加された。 ※ 幼児の観察や幼児との触れ合いについては、幼稚園、保育園に加えて、 <b>認定こども園</b> が追加された。 ※ ア(イ)遊びの意義の理解については、遊び道具の製作に時間を要することや製作の仕方が目的になっている現状があることなどから、「遊び道具の製作などの活動を通して」という文言が削除された。
(3)	ア(イ) <b>新設</b> 。高齢者の身体の特徴についても触れること。 <b>高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動</b> ができるよう留意すること。  家庭や地域で高齢者と協働するために必要な範囲での介護として <b>立ち上がりや歩行など</b> の介助の方法を扱うこと。

## 【B衣食住の生活】

項目	ポ イ ン ト
(1)	ア(ア) <b>食事を共にする意義</b> や <b>食文化を継承すること</b> についても扱うこと。
(3)	ア(ウ) 調理においては、煮る、焼く、 <b>蒸す</b> 等を扱うこと。 <div style="text-align: center;">↓</div> ※ ゆでる、いためる調理などと比較することにより、水蒸気で加熱する蒸し調理の特徴を理解できるようにする。 ※ 野菜やいもを蒸す、小麦粉を使ったお菓子の調理など基礎的な調理を扱うようにする。(茶碗蒸しなど温度管理の難しいものは不適) ア(エ) 地域の食材を用いた <b>和食の調理</b> として、 <b>だしと地域又は季節の食材を用いた煮物又は汁物</b> を取り上げること。 イ 調理計画においては、グループで調理する場合であっても、1人で1食分を調理する想定で計画を考えることができるよう配慮すること。
(4)	ア(ア) <b>和服</b> について触れること。 イ 「 <b>衣服の選択、材料や状態に応じた日常着の手入れの仕方の工夫</b> 」を扱うこと。 ※ 個性や目的に応じた着装の工夫は扱わない。
(5)	ア 衣服等の再利用の方法についても触れること。 ※ 「補修の技術を生かしてできる製作品を扱うこと。」は削除された。「A(2)幼児の生活と家族」「C(2)消費者の権利と責任」と関連づけた幅広い製作が可能となった。
(6)	※ カビ・ダニ等については小学校でも扱うこととなった。 ※ 「音と生活との関わり」については小学校で扱うこととなった。

## 【C消費生活・環境】

項目	ポ イ ン ト
(1)	※ 金銭の管理に関する内容を <b>新設</b> 。 ア(ア) 支払い方法の特徴については、 <b>クレジットなどの三者間契約</b> を取り上げること。
(3)	<b>新設</b> 。家電製品などの高価な商品の購入を課題とする場合には、実際に購入するのではなく、情報の収集・整理から決定するまでを扱い、学習活動を目的に過度な費用の負担等がかからないように留意すること。

## 4 指導計画作成と内容の取扱いについての配慮事項について

### 【指導計画作成上の主な配慮事項】

ポ イ ン ト
A(4)、B(7)、C(3)「課題と実践」については、三項目のうち、一以上を選択し履修させること。

## 5 移行措置に係る留意事項等について

- 平成30年度より全部又は一部について新学習指導要領によることができる。
- 特に**平成31年度以降に入学する学年**の指導計画の作成に当たっては、全面実施を見据えて、もれなく履修できるように留意して作成すること。